

令和 8 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

（別添 3）

1 基本方針

食品安全委員会では、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）を策定しており、指針においては、平時から、緊急時対応に係る訓練（以下「緊急時対応訓練」という。）を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとしている。また、令和 7 年度の緊急時対応訓練においても、緊急事態の対処体制をより一層強化するため、継続的に訓練を実施する必要があると確認された。

これらを踏まえ、食品安全委員会は、前年度までの訓練の成果を活かしつつ、必要な改善を行った上で、令和 8 年度においても引き続き各種緊急時対応訓練を実施する。実施に当たっては、政府全体としての緊急時対応体制を強化するため、緊急時対応の取りまとめの役割を担う消費者庁と密に連携を取るとともに、関係省庁間における食品安全委員会としての役割を踏まえつつ、訓練を設計することとする。

2 重点課題

（1）関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 緊急時対応訓練の実施に当たっては、以下の目的を踏まえた内容となるように計画する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制の強化（テレワークでも緊急時対応を行える体制の確保）
 - ② 緊急時の正確かつ迅速な情報提供を行うための技能等の習得
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図る
- また、緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、消費者庁主導の関係省庁との合同訓練を実施する。

（2）緊急時対応手順書等の実効性の向上

- 本訓練計画の実施結果（実際の緊急時対応を行った場合は、その対応結果を含む。）を踏まえ、必要に応じて、指針、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）等の見直しを行う。
- 緊急事態等発生時に、当該事案に係る危害要因に関する科学的な情報を直ちに幅広く収集・分析し、科学的知見に基づく迅速な対応を的確に行うためには平時からの準備が不可欠であることから、訓練の実施に当たっては、各専門分野に精通する専門家のリストの定期的更新、緊急時の参集体制の整備等の平時の取組の充実化に取り組む。

3 本訓練計画の実施スケジュール

令和8年4月～10月 実務者研修の実施

12月～令和9年1月頃

確認訓練の実施

(注) 確認訓練の実施時期は、関係省庁との合同訓練の実施時期により、変更があり得る。

令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（案）

食品安全に係る緊急時対応を、関係府省と協力しつつ迅速かつ確実にを行うことができるよう、以下の訓練を実施する。

重点課題	関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化	
形式	実務者研修	確認訓練 (シナリオ非提示の実動訓練)
目的	緊急時における対応手順の理解・習得や、夜間／休日も含めた体制の整備につなげる	緊急時の組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する
訓練名称	緊急時対応実務者研修	確認訓練
対象者 (人員)	事務局職員	委員及び参集要員等
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の政府全体の対応における食品安全委員会の果たす役割 ・「緊急時対応手順書」の内容に係る講義を受け、緊急時の初動対応における各自の対応 ・緊急時の情報発信のポイント等について学ぶ (Web参加も可能とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁主導の下、実践的なシナリオ（非提示）で、関係府省庁合同の実動訓練を行う ・関係府省庁合同のシナリオに加え、緊急時における食品安全委員会の問合せ対応のわかりやすさ等を確認するため、独自のシナリオを作成し、確認を行う
実施時期	4月～10月	12月～1月頃
所要時間	約2時間	1日（業務時間内）